

令和元年度 あさぎり町議会第11回会議会議録（第24号）						
招集年月日	令和2年3月3日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	令和2年3月3日 午前10時00分			議長	徳永正道
	散会	令和2年3月3日 午後2時20分			議長	徳永正道
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 15名 欠席 1名 ○出席 △欠席 ×不応招	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	岩本恭典	○	9	豊永喜一	○
	2	市岡貴純	○	10	永井英治	○
	3	難波文美	○	11	皆越てる子	○
	4	加賀山瑞津子	○	12	小見田和行	○
	5	橋本誠	○	13	奥田公人	○
	6	久保尚人	○	14	溝口峰男	○
	7	小出高明	○	15	久保田久男	○
8	森岡勉	○	16	徳永正道	○	
議事録署名議員	1番 岩本恭典 2番 市岡貴純					
出席した議会書記	事務局長 大林弘幸 事務局書記 丸山修一					
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別
	町長	尾鷹一範	○	教育長	米良隆夫	○
	副町長	加藤弘	○	教育課長	木下尚宏	○
	総務課長	土肥克也	○	会計 管理者	田中伸明	○
	企画財政 課長	片山守	○	農林振興 課長	甲斐真也	○
	税務課長	那須正吾	○	商工観光 課長	北口俊朗	○
	町民課長	宮原恵美子	○	建設課長	大藪哲夫	○
	生活福祉 課長	上村哲夫	○	上下水道 課長	林敬一	○
	高齢福祉 課長	出田茂	○	農業委員会 事務局長	船津宏	○
健康推進 課長	松本良一	○				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

## 議事日程（第20号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 定例日の会議日程報告  
日程第 3 諸般の報告  
日程第 4 行政報告及び教育行政報告  
日程第 5 陳情第12号「国民健康保険財政への国庫負担割合を増やすことを求める陳情書」について  
日程第 6 施政方針  
日程第 7 議案第53号 人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について  
日程第 8 議案第54号 あさぎり町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について  
日程第 9 議案第55号 あさぎり町監査委員に関する条例及びあさぎり町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第10 議案第56号 あさぎり町会計年度任用職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について  
日程第11 議案第57号 あさぎり町手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第12 議案第58号 あさぎり町手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第13 議案第59号 あさぎり町固定資産評価審査委員会条例及びあさぎり町手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第14 議案第60号 あさぎり町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第15 議案第61号 あさぎり町課設置条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第16 議案第62号 あさぎり町保健センター条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第17 議案第63号 あさぎり町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第18 議案第64号 あさぎり町道の構造の技術的基準に関する条例及びあさぎり町道に係る移動等円滑化のために必要な道路構造基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第19 議案第65号 人吉球磨広域行政組合共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について  
日程第20 議案第66号 町道の路線廃止について  
日程第21 議案第67号 町道の路線認定について

---

## 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 定例日の会議日程報告  
日程第 3 諸般の報告  
日程第 4 行政報告及び教育行政報告  
日程第 5 陳情第12号「国民健康保険財政への国庫負担割合を増やすことを求める陳情書」について  
日程第 6 施政方針  
日程第 7 議案第53号 人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について  
日程第 8 議案第54号 あさぎり町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について  
日程第 9 議案第55号 あさぎり町監査委員に関する条例及びあさぎり町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第10 議案第56号 あさぎり町会計年度任用職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第57号 あさぎり町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第58号 あさぎり町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第59号 あさぎり町固定資産評価審査委員会条例及びあさぎり町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第60号 あさぎり町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第61号 あさぎり町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第62号 あさぎり町保健センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第63号 あさぎり町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第64号 あさぎり町道の構造の技術的基準に関する条例及びあさぎり町道に係る移動等円滑化のために必要な道路構造基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第65号 人吉球磨広域行政組合共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 日程第20 議案第66号 町道の路線廃止について
- 日程第21 議案第67号 町道の路線認定について

## 午前10時00分 開会

●議会議務局長（大林 弘幸君） 礼。着席ください。

◎議長（徳永 正道君） 本日の出席議員は16人です。定足数に達していますので、令和元年度あさぎり町議会第11回会議を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

### 日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（徳永 正道君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例日の会議録署名議員は会議規則第124条の規定によって、1番、岩本恭典議員。2番、市岡貴純議員を指名します。

### 日程第2 定例日の会議日程報告

◎議長（徳永 正道君） 日程第2、定例日の会議日程報告を行います。本定例日の会議運営について議会運営委員会が開催されておりますので、ここで豊永議会運営委員長の報告を求めます。豊永議会運営委員長。

◎議会運営委員長（豊永 喜一君） おはようございます。議会運営委員会より報告いたします。2月25日火曜日午前10時より、また3月1日日曜日午前8時57分より議事堂第2研修室におきまして議会運営委員会を開催しましたので、その内容を報告いたします。本定例日の会議日程については、当初の議会運営委員会において、本日より3月13日金曜日までとしておりましたが、新型コロナウイルス対策により、緊急に3月1日に議会運営委員会を開催しまして、本日より3月11日の水曜日までとすることといたしました。会議に付する事件について、今回は29議案の提案が予定されておりますが、すべての議案を本会議において審議することといたします。なお、今回の定例会では、当初町長より示されます新年度施政方針を受けての一般質問を行う予定でしたが、新型コロナウイルス対策による日程縮小を行うため、施政方針の質問をしないこととし、当初提出された一般質問のみを1日間で行うこととしました。具体的には、まず本日は町長の施政方針説明の後、議案第53号から第67号の提案、理由説明と審議採決を行います。明日4日は議案

第68号から第73号の令和元年度補正予算の提案理由説明と審議採決、並びに議案第74号から第81号までの令和2年度一般会計予算及び各特別会計予算の提案のみを行います。5日6日9日の3日間、議案第74号から第81号までの当初予算について詳細説明と質疑を行います。なお、7日及び8日は休日のため休会といたします。5日は税務課を除く総務文教常任委員会所管課分、6日は建設経済常任委員会所管課分、9日は厚生常任委員会所管課と税務課分といたします。なお、今回も各課より課長補佐の出席を認めておりますので、詳細な質疑については極力この3日間で済ませていただくようお願いいたします。また、役場の人事異動内示により新課長、課長補佐予定者も勉強のため参加いたしますのでよろしくお願いいたします。各課長をはじめ説明員におかれましては、説明資料の活用なども含めて、簡潔で明瞭な説明や答弁を改めてお願いいたします。引き続き10日のみで一般質問を行うことといたしました。今回は6名の議員の登壇が予定されておりますので、10日の会議時間を午前9時からに変更します。質問される各議員におかれましては、簡明で建設的な政策論争が展開されますよう、御奮闘を期待いたします。最終日の11日は議案第74号から第81号までの令和2年度当初予算の総括質疑と採決を行います。また、追加日程や議員発議案件が予定される場合は、審議のほどをよろしくお願いいたします。昨年12月以降に受け付けた陳情書等の取り扱いについては、配付した一覧表のとおりであります。その他、議会運営については、議会運営の指針の定めのとおりでありますので、議員各位の御協力を願います。最後にお願いですが、新型コロナウイルス対策のため、会議中は極力マスクを着用していただきますようお願いいたします。以上、議会運営委員会の報告を終わります。

◎議長（徳永 正道君） したがって、本定例日の日程は本日から3月11日までとします。

### 日程第3 諸般の報告

◎議長（徳永 正道君） 日程第3、諸般の報告等及び各常任委員会の報告、一部事務組合議員の報告を熊本県後期高齢者医療広域連合会議員の報告は、お手元に配付のとおりです。本日までに受理した令和元年12月定例日以降の請願書陳情書についてもお手元に配付のとおりです。例月現金出納検査報告書は事務局に保管してありますので、閲覧していただきたいと思っております。なお12月定例日以降の指摘事項の報告はお手元に配付のとおりです。以上で諸般の報告を終わります。

### 日程第4 行政報告及び教育行政報告

◎議長（徳永 正道君） 日程第4、行政報告及び教育行政報告につきましては、お手元に配付のとおりです。

### 日程第5 陳情第12号

◎議長（徳永 正道君） 日程第5、陳情第12号、国民健康保険財政の国庫負担割合をふやすことを求める陳情書についてを議題とします。本件は、令和元年12月定例日において厚生常任委員会に付託した案件であります。本件について委員長の報告を求めます。奥田委員長。

◎厚生常任委員長（奥田 公人君） 皆さんおはようございます。厚生常任委員会付託案件について説明いたします。令和2年3月3日、あさぎり町議会議長徳永正道様。厚生常任委員会委員長奥田公人。陳情書審査報告書。本委員会に付託された陳情書を審査した結果、次のとおり採決したので、会議規則第91条の規定により報告します。受理番号12番。付託年月日令和元年12月10日、件名、国民健康保険財政への国庫負担割合をふやすことを求める陳情書。審査の結果採択といたしました。以上で報告を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 委員長の報告が終わりました。これから委員長に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから本陳情書についてを採決します。この陳情書に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって、陳情第12号は採択することに決定いたしました。

## 日程第6 施政方針

◎議長(徳永 正道君) 日程第6、施政方針説明を行います。町長から令和2年度の施政方針を述べたいとの申し出がありますので、これを許可します。町長。

●町長(尾鷹 一範君) おはようございます。令和2年度施政方針について、令和元年度あさぎり町議会第111回会議の開催にあたり、提案しております議案の説明に先立ち、令和2年度の施政方針について御説明を申し上げます。

あさぎり町は、平成30年3月に「第2次あさぎり町総合計画後期基本計画を策定いたしました。総合計画では町の将来像は『若い町、豊かなまち、そして幸せ感じる「あさぎり町」』となっておりますが、令和2年度4月からスタートします第2期あさぎり町まち・ひと・しごと創生総合戦略では基本目標を次の通りとしました。

基本目標Ⅰ 人口減少を和らげる(若者が活躍する町)

基本計画Ⅱ 新しい時代の流れを力にする(豊かな町)

基本計画Ⅲ 全ての町民が生きがいを感じ、安心安全で豊かな生活を送れる(幸せ感じる町)

総合戦略では、基本計画Ⅰ～Ⅲに基づき関係各課を横断して事業を進めていきます。このため、現行の事業推進室につきましては、総合戦略室に名称を変更いたします。総合戦略室は町長を補佐し関係各課と連絡を密にし、総合戦略の事業フォロワーになります。事業責任者は取り組む事業グループ毎に関係各課の職員の中からワーキンググループ長を選任し、具体的な事業の進捗管理を任せます。

総合戦略室の作業は、関係各課の役割分担を協議の上で明確にし、ワーキンググループ長を選任、関係各課の連携がスムーズにできるよう調整し、縦軸に関係各課を、横軸に12カ月をおいたロードマップを作成し、定期的に進捗状況を取りまとめ、事業予定・事業取組中・事業終了が明確にわかるシステムを構築していきます。課題があれば協力して解決に努力し、さらに事業の進捗状況を検証し、見直す事項があれば計画を見直し、新たな事業計画を立て行動します。(PDCAサイクルの活用)

基本目標Ⅰ 人口減少を和らげる(若者が活躍する町)

### 1. 結婚・出産・子育ての希望を叶える。

子育て支援の充実を図り、子育て世代が安心して産み育てることができる環境づくりを推進します。

また、仕事と育児の両立や、子育て家庭の多様なニーズに対応した幅広いサポートができる環境づくりを地域とともに進めます。

さらに、出生祝い金の継続による経済的負担の軽減や所得配分の考えのもと、貧困の格差をなくし子育てを平等に行える行政制度の構築を行います。

関係関連するSDGsは、1・3・5・11になります。

### 2. 家族が揃って余暇を楽しめる。

子育て世帯にとって、安心・安全な遊び場は居住地を選ぶ主な理由の一つとなっています。そのために、岡留公園を町内で活動を行っている各種団体や町民の意見も取り入れ、ニーズにあった整備計画を立てます。

現在の町の施設は点的なものが多いため、活用にあたっては一過性なものになりがちです。これらを結ぶためにサイクリングロードを整備し、線をつなぎ、面として、運動を伴った周遊型の遊べるメニューの開発に取り組みます。

あさぎり駅を中心とした再開発を検討し、利用して欲しい町民の意見も聞き、地域の賑わいの創出や「歩いて健幸(健康+幸福)づくり」をコンセプトに、家族が余暇を楽しめるスペースを整備します。(スマー

トウェルネスシティの実現です。)

関連するSDGsは、3・8・11になります。

### 3. 人が集い安心して暮らすことができる魅力あるまちづくり

国土強靱化計画に基づき、町内での防災対策を進めていきます。

「地域防災マネジャー」制度の活用など自主防災組織の強化を図ります。あさぎり町防災士会のご協力で行政区毎の訓練や研修を充実させます。

SDGsの「誰一人取り残さない」という理念を踏まえ、包括的な支援による「孤立させない」福祉の充実を図るために「あさぎり町社会福祉協議会小地域ネットワーク事業」を推進し、町内全域の行政区に福祉委員会を設置し、地域福祉の向上を図ります。

関連するSDGsは、3番、11番、13番、16番、17番になります。

### 4. あさぎり町への移住・定住を推進する

移住・定住の受け皿となる住環境を主とした整備を行うと共に、働く場づくりなど効果的な事業を行うことで、移住・定住人口の増加につなげます。

町の魅力を幅広く伝える効果的な情報発信を行い、様々な分野での町の認知度・関心を高め、若者世代や子育て世代などの移住・定住へつながるきっかけを作ります。

関連するSDGsは、3番・4番・8番・11番になります。

### 5. 関係人口と交流人口を創出・拡大する

第2期あさぎり町まち・ひと・しごと創生総合計画の取り組みには、あさぎり町民の皆さんの協力はもとより、町外から専門的な知識や経験及び実績を持った人材を招聘しなければなりません。このことが関係人口と交流人口の創出・拡大につながります。

あさぎり町の地方創生は関係人口と交流人口の増加なくしては達成されません。

関連するSDGs、8・11・17です。

次に、基本目標II 新しい時代の流れを力にする

#### 1. ソサエティ5.0を活用できる能力を身につける

人類の歩みの中で、狩猟社会をソサエティ1.0、農耕社会をソサエティ2.0、工業社会をソサエティ

#### 3.0、現在の情報通信機器を使った情報社会をソサエティ4.0と言います。

ソサエティ5.0の社会では、IoTで全ての人と物がインターネット回線でつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、これからの課題や困難を克服します。スマート農業、スマート林業、スマートシティがソサエティ5.0の社会です。

例えば農家の栽培方法をデータ化して、知能としてロボットに記憶させますと、AIロボットとなって、人に代わり作業の一部を手伝ってくれます。これからはあらゆる作業の人手不足を補うAIロボットが活躍する時代になります。

ロボットや自動走行車の技術で、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などの課題が克服されます。社会の変革(イノベーション)を通じて、これまでの閉塞感を打破し、希望の持てる社会、一人一人が快適に活躍できる社会となります。

関連するSDGsは、8番と9番です。

#### 2. やりがいのある仕事と安定した収入の確保

若者が農業に魅力を感じ新たな担い手となるためには、安定した収入の確保が重要となります。産業活性化プランでは中小企業診断士が経営診断を行い、経営改善が必要な経営者には伴走型で経営改善のお手伝いを行い、町内の農業の課題と実態をまとめます。

ソサエティ5.0の社会をあさぎり町でも実現するために、サテライトオフィスやコワーキングスペースの場所を準備し、交流人口を増やします。

関連するSDGsは、2番・8番・11番・13番・15番となります。

#### 3. 地域資源・産業を活かした稼ぐ力の強化

南稜高校、J Aくま、熊本県農業試験場、あさぎり中学校の立地条件を活かし、農業者が持つ知識・経験・技術や関連する技術をデータとしてまとめ保存し、データをAIロボットの知能として活用する研究や、農業の魅力発信、町内で生産される農産物のブランド化、地域資源を活用した新たな商品の開発、経営者・

先進技術者の育成などを行うアグリバレー構想を推進します。

ふるさと振興社を中小企業診断士の力を借りて利益が上がる経営体質とし、営業マンを育て、あさぎり町の情報発信・販路拡大の拠点とします。

関連するSDGsは、7番・8番・13番・15番となります。

#### 4. 専門人材の確保と育成

農業支援センターに若者を雇用し、農業生産者・農業機械のオペレーター・農業経営者など多面的な能力を持った人材を新卒者だけでなくI・U・Jターン者からも募集し育成します。

県・町・JA職員OB、大学研究室、民間経済研究所、中小企業診断士、税理士、金融機関、各種の専門家などで構成した専門機関を設置し、これからの農業経営について協議を行う「シンクタンク構想」を実現します。

関連するSDGs、8番・9番・13番・15番です。

#### 5. 食と農と福で農村観光を実現し、交流人口を増やす。

深田校区で行われてきました農と食の交流フォーラムをお手本にして、町内の施設を使用し、町内の校区や行政区で農と食の交流フォーラムを行い、障がい者のコーナーや外国人労働者のコーナーも設け、それぞれの魅力を発揮した地域活性化を行い、関係する人々の交流を盛んにします。

関連するSDGsは、2番・8番です。

#### 6. あさぎり町への資金の流れを創出・拡大する

あさぎり町の特産品・加工品の販売を促進する取り組みの中で、新たな事業に投資する資金を供給してくれる企業を探し出す説得力のある営業が求められます。借入金の返済リスクが優秀な能力を持った若者の流失につながっている現状に鑑み、販売する農産物や加工品の原価には投資資金を償還する金額が含まれなければ、本町の人口減少を緩やかにすることは容易ではありません。

関連するSDGs、2番・8番・11番です。

#### 7. 多様な人材の活躍を推進する

あさぎり中学校に農業研究クラブを創立し、伝統的な農業手法から先進的なスマート農業を実体験してもらい、中学生に農業の魅力を伝え、新たな能力を持った若い人材を育てます。

労働者確保のための手段として、国が整備中の「特定地域づくり事業協同組合制度」を活用します。人口流失の要因は、事業者（農家を含む）単位で見ると年間を通じた仕事がない、一定の給与水準を確保できないなど安定的な雇用環境を整備できないことがあります。

特定地域づくり事業協同組合は、①地域全体の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出すること②組合で従業員を雇用し事業所に派遣することが可能となります。この事業で安定的な雇用環境を整備し、一定の給与水準を確保することができます。組合運営費の1/4を国が負担し、1/4を町が負担することになります。この事業は移住・定住促進にも貢献します。

関連するSDGs、11、16、17です。

次に、基本目標Ⅲ 全ての町民が生きがいを感じ、安心安全で豊かな生活を送れる。

#### 1. 公共インフラの整備

町民や交流で訪れた人が安心して生活・移動できる道路や自転車道、歩道が整備された町をつくります。

高齢者の買い物支援や、免許返納者への支援手段としてはじめました乗り合いタクシー（デマンド交通）について、その利便性の向上に取り組むとともに、利用促進を図ります。

乗り合いタクシー（デマンド交通）で目的地に到着した人が、「歩いて買い物ができ、医療機関を訪れ、金融機関や役場で用事をすまし、歩くことで健康ポイントたまり、商品券に交換できる。」ように、歩道を整備し、歩くことで健幸になり、町が賑わうインフラを整備します。

関連するSDGsは、11番です。

#### 2. スマートウェルネスシティ（SWC）への取り組み

駅前を中心市街地に歩道を整備し、親子でスポーツ交流ができる場所や、母親は木陰で休息し、幼い子供たちは安全に遊ぶ公園で友達と遊ぶ、ポッポ館前の広場を催事場として活用する、本格的な体力づくりのための筋力トレーニングジムや、高齢者のためにエアバイクやランニングマシーンを設置し、テレビを見ながら、もしくは友人と語らいながら楽しく運動する場所を設けます。福祉関係者による食と語らいの場所

も開設します。

スポーツ庁の補助事業で医療機関と連携し町民の中からモニターを選出し、体調に応じた運動に取り組んでいただき、健康寿命を延し、医療費の削減をKPI（数値目標）を定めて取り組みます。

関連するSDGsは、3と11です。

### 3. 行政区の自主防災組織と福祉委員会で、高齢者と子どもたちを支えていく体制づくり

自主防災組織を町内の全ての行政区に組織し、避難訓練で日頃区民との交流の少ない高齢者を訓練に誘い出し、区の福祉委員会と協力し炊き出し訓練を行い、孤食の高齢者を食事に誘い、子どもたちも参加して食の交流を行います。

昔の「向こう三軒両隣」の家族的な交流の復活を目指し、地域における支え合い・見守り活動等に役立つ「支え合いマップづくり」に取り組み、住み慣れた地域で、安心して暮らすことができるまちづくりを社会福祉協議会と連携して取り組みます。

関連するSDGs、3と11です。

### 4. 社会的つながりの醸成

地域型サロン事業を実施し、生きがいと健康づくりを推進します。孤立防止や健康増進などを目的とした「いきいき百歳体操」などの活用を促進し、住民主体の憩いの場の開設を進めます。

地域型サロンや「いきいき百歳体操」を運営するリーダーやフォロワーを育成する活動を活発化します。

関連するSDGsは、3番・11番・17番です。

以上が総合戦略の説明となります。

次に、主要な施政等につきましてご説明を申し上げます。

#### 【総務関連事業について】

##### ・公共施設マネジメントの推進

公共施設の老朽化等は顕著であり、現在の施設規模を維持したまま必要な改修や建替えをした場合、厳しい財政状況をますます逼迫させることは明らかであり、他の行政サービスに重大な影響を及ぼすことが懸念されます。

このことから、平成29年3月に策定した「公共施設等総合管理計画」を具体化した「個別施設計画」を、令和3年3月までに策定します。

なお、「個別施設計画」を実行性の高い計画とするため、策定と並行して、モデル的な事業に着手します。

##### ・防災拠点の建設整備

「町民を守る自治体拠点」として、大災害時の町の災害対策本部となる防災施設に加え、議場及び現在あさぎり町総合福祉センター内に執務室を構える4課1事業所の執務室を合築整備します。

令和2年度には、「基本計画及び基本設計」と「敷地地盤調査（地質調査）」を計画しています。

##### ・地域防災マネージャー（危機管理監）の雇用

近年益々頻発・激甚化している豪雨災害や土砂災害、また大規模地震等に対し、「迅速」「的確」に対応するために、防災の専門性を有する外部人材を「地域防災マネージャー（危機管理監）」として雇用します。雇用については、退職自衛官採用を考えています。長い勤務で培った知識及び経験を有するため、即戦力として、災害発生時の町長の補佐から地域住民への啓発・指導まで幅広い貢献が期待されます。

##### ・防災対策の強化

補助事業等により、毎年継続して防災に必要な資機材の整備を行います。また自主防災組織相互の連絡調整、地域の防災体制の充実強化のため、自主防災会代表者会議を開催します。

##### ・消防施設整備事業

大雨時の災害における救助能力を向上するため、ボート・救命浮き輪・ライフジャケット・防水灯光器・水のう型簡易膨張ダムシステム等の資機材と、山林火災用対応用の動噴を整備します。

また、火災発生時に水利の少ない新・麓地区2か所に耐震性防火水槽を整備します。

##### ・男女共同参画

男女共同参画とは「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における意思決定に加わり、利益を享受し、責任を担うこと」とありますが、球磨郡またはあさぎり町においても

「習慣、しきたり」「地域社会」には、まだまだ男女の隔たりがあります。

若年層女性人口減少防止（流出削減、出生率向上）には、女性が住みやすい環境の構築が急務です。そのためには、女性が地域と関わり、意見が反映され、安心して生活できることで女性が活躍できる地域社会であることが重要であり、女性の活躍、男女共同参画の推進、浸透が必要であります。

このことを踏まえ、令和2年度中に町民意識調査をし、令和4年3月にあさぎり町男女共同参画推進基本計画第3次版を策定予定です。

- ・SDGsについて

SDGsについては、昨年度から勉強会を重ねてまいりましたが、17項目の目標に基づいて行政としても棚卸を図り、取り組みを進めていきたいと考えています。また、「第2期あさぎり町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標に関連するSDGs 17の目標を表示してあります。

【福祉関連事業について】

- ・地域福祉活動の充実

各地域における「共助」、「自助」の取り組みは、高齢となっても自らの健康・体力づくりに関心を持ち、継続的な活動を行っていくことが大切となります。現在、社会的な問題となっている引きこもりや孤独死から脱却していくためにも、それぞれの地域の特性に見合った自主的な福祉活動の活性化を助長させる取り組みを障がい者の方にとってもやさしいユニバーサルデザインの採用を含めて進めていきます。

- ・町内の保育園、認定こども園への支援

現在複数の施設から老朽化に伴い、改修改築の要望がっておりますので、現状を把握しながら、年次計画により支援を実施していくこととしています。マンパワーの確保とスキルアップにつきましても放課後児童クラブを含めて研修会への支援を行っていきます。子どもの貧困対策につきましては、子ども食堂の取り組みが注目されておりますが、本町に適合するような事例を参考に支援の方法を検討していきます。

また、子ども医療費の助成の方法につきましては、アンケート調査結果を踏まえての関係部局との協議を経て、より保護者の負担感の少ない方法を検討していきます。

- ・温泉施設の再編完了と利用の促進

「ふれあい福祉センター」につきましては、福祉の拠点、地域交流の拠点、災害時避難施設としての機能などを考慮して令和2年度において整備を行います。施設の利活用につきましては、岡原校区に施設有効活用の促進協議会（仮称）を立ち上げ、有効活用を図ります。

- ・社会福祉協議会の業務内容の検証と見直し

地域における福祉の重要な担い手としての社会福祉協議会の役割は大きいものがありますが、デイサービス関係事業の収支が厳しく、法人としての運営にも今後影響が大きいことから、昨年より関係課と社会福祉協議会との業務検討委員会を組織して定期的な協議を進めています。

- ・デマンド交通事業

デマンド交通事業につきましては、利用者の方々からの意見や要望を踏まえて、町としての地域交通の支援を考慮しつつ、地域の皆様にとって利便性の向上が図られるよう努力を行っていきます。

また、令和2年度は、より親しんで利用いただけるよう「愛称」を公募することとしています。

- ・高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画策定

人口減少・高齢化が進展している本町では、合併した2003年（平成15年度）当時の現役世代人口（15～64歳）10,544人に対し高齢者人口（65歳以上）は、4,894人と高齢者1人に対し2.15人で支えていたものが、2020年1月では、現役世代人口（15～64歳）7,638人に対し高齢者人口（65歳以上）は、5,649人と高齢者1人に対し1.35人となっている状況を踏まえて、町の高齢者保健福祉の総合計画である「あさぎり町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」を策定します。

計画の策定に当たっては、これまでの一般的な現役世代の概念を改め、高齢者の皆様ができるだけ長く健康で社会に関わりながら、住み慣れた地域でいきいきと暮らし、地域社会で活躍できるまちづくりを目指してまいります。

- ・介護予防事業について

高齢者の健康づくり対策として「いきいきサロン」などの集いの場の充実や筋力向上を目的とした「いきいき百歳体操」のさらなる普及を図るとともに本年度は、認知症対策については、認知症初期集中支援チーム等の専門職による早期発見・対応と地域住民主導による認知症予防事業を進めます。

- ・シルバー人材センター活動支援

生涯現役社会の実現と自立支援推進の一翼を担う「シルバー人材センター」が計画している会員増大と働く場の拡大を目的とする事業の推進を支援します。

- ・シルバーヘルパー活動支援

高齢者の社会参加、生きがいづくり活動のために地域のひとり暮らしの高齢者や病弱な高齢者のいる家庭を訪問し、話し相手や生活支援等の活動を実践する老人クラブ団体の「シルバーヘルパー活動」を支援します。

【健康関連事業について】

- ・健幸なまちづくりへの取り組み

健康で元気に暮らせるということは、誰もが生きがいを感じ豊かな生活を送れるとともに、医療費や介護費用の削減といった社会的なメリットにもつながります。

高齢化・人口減少が進んでも住民の方々が健幸であるためには、そこに暮らすことで健幸になれるまち（スマートウエルネスシティ）づくりが必要となります。

そのためには、全庁的な取り組みを進める必要があり、総合戦略室を中心に関係各課が連携を図りながら事業を実施してまいります。

具体的には、健幸社会の実現に向けて、大きく4つのことに取り組みます。

まず、一つ目は、歩道や自転車道といった公共交通インフラの整備を行い、歩くことや自転車で通行しやすい環境整備を行います。また、あさぎり駅周辺をはじめとした街中の整備を行います。

二つ目は、筑波大学や民間企業と連携し、本町の医療や介護などのデータの分析を行い、より効率的で効果のできる仕組みづくりを行います。

三つ目は、健康や運動に対し7割の方は無関心といわれています。この無関心層といわれる方々の行動変容を促すため、健康ポイント事業の見直しを検討します。また、医療や介護などの支援が必要な人に対しては、医療機関などと連携して健康づくりへの支援を行います。

四つ目は、各地区でのサロンや自主防災組織、福祉委員会などの活動を推進し、地域住民が主体となった地域の健幸（健康＋幸福）体制づくりを行いたいと考えています。

- ・高齢者の健康づくり

令和2年度からの新規事業として、「高齢者の保険事業と介護予防の一体的実施」に取り組みます。

高齢者は、高血圧や糖尿病など多く慢性疾患を持ち、心身の衰えであるフレイル状態から、要介護に陥りやすいといわれています。

そこで、医療や介護などのデータ分析を行い、その結果から多様な課題を抱える高齢者や閉じこもりがちで健康状態の不明な高齢者などを特定し必要な医療や介護サービスへつなげ健康寿命の延伸を図ることとします。

- ・子どもの健康づくり

子どもの頃から良い生活習慣や自己肯定感を身に着けるには、家庭において正しい生活習慣を身に着けることが基本と考えます。

このため、乳幼児健診等を活用して親としての自覚や健康を大切に考える意識や知識を身につける支援を行います。また、食育担当者の会議や研修会等を通して園や学校や地域とも連携を図ります。

- ・生活習慣病の予防

生活習慣病の発症と重症化を予防するには、自身の健康状態を正しく知ることから始まります。そのためには若い世代から健診を受けることを推進します。町の現状は、受診率の伸び悩みが見られ、特に若い世代や治療中の方の受診率が低くなっています。受診しない理由を分析したうえで、健診を受ける意義を啓発するとともに、かかりつけ医療機関での個別健診等受診しやすい体制を整えていきます。

【農林関連事業について】

- ・あさぎり町産業活性化プランの推進

あさぎり町の重要な産業である農業をこれからも発展的に継続できるように、町内の農業に従事される経営者の経営診断を実施することで、その経営の課題や実態の把握を行い、農業経営の手法を検討し、国・県の政策を見極めながら事業者への支援策を検討していきます。

また、経営診断結果をもとに、あさぎり町の農業経営特性の把握を行い専門的な組織の中で検討し、関係

団体（国・県など）に対し理解を求めたうえで、事業支援を要望していきたいと考えます。

・農業の取り組み

あさぎり町内にある球磨農業研究所と連携し、農作物の試験的な栽培や使用可能な農薬・肥料の試験を実施していくことと併せ、新たな分野が開設予定で、オープンラボ機能が追加されます。

これは、市町村・JA・県等で組織された協議会により推薦された事案や県が必要とする事案について実施されますが、隣接する南稜高校やあさぎり中学校での農業の研究及び研修を研究所内で利用されていない農地・施設等を活用できることで、地域の課題解決などに力添えいただけることとなっております。

農業振興事業補助金につきましては、農業施設・機械整備事業を実施していますが、平成29年度から令和元年度までの3年間は、町内で農業に従事いただく農家の方々に幅広く事業を実施し、330件近くの申請があったところです。令和2年度からは、対象者を認定農業者や地域の担い手となる経営体、並びに、認定新規就農者とし、補助要件を満たした経営体への支援を行うこととしています。

今回、新たな事業となりますが、農業後継者対策として国の新規就農者対策がありますが、国の支援制度を利用できない新規就農者に対し、町独自の支援を実施します。

次に、あさぎり町農業支援センターの取組では、農業従事者の高齢化や担い手、並びに、後継者不足が全国的に課題となっている中で、農業組織の法人化検討や農作業に関する受託を行っています。現在、農作業ヘルパー事業、アーム型草刈り機による急傾斜地などの除草作業の受託、また、ウッドチップパーによる選定枝の処理、竹林整備等も行い、需要も増加傾向にあるところです。今回、新たに除草作業に係る機械を導入し、要望に応じていきたいと考えており、センター職員の増員により各種受託作業にも対応できるように考えおり、オペレーター及び農業後継者の育成にも真剣に取り組んでまいります。

農地利用に係る「地域の話し合い」を毎年地域に出向き実施しているところですが、人・農地プランの実質化に向け、町と農業委員が協力しながらコーディネーターとして、積極的に参画し、農地利用最適化につながる農地の集積・集約の取組を進めてまいります。

・林業の取り組み

林業の振興につきましては、昨年4月1日から、森林経営管理制度がスタートしましたが、森林所有者に適切な森林管理を促すため、森林管理の責務を明確化し、経営または管理を持続的にを行い、森林資源の適切な管理を図るため森林経営管理法が、平成30年5月に成立しました。このことにより、森林環境譲与税が令和元年度より譲与され、町では、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発などの経費に充てることとしていますが、今後の町の取組として、森林所有者への森林経営に関する意向調査や林道の舗装補修、新生児への木製品贈呈などを計画したところです。

また、町有林の造林事業につきましては、人工造林・下刈り・利用間伐・枝打ちなどを計画的に実施してまいります。併せて、林業振興基金を活用し、林業経営体などの育成にも引き続き取り組んでいくこととしています。

鳥獣被害対策については、ICTを活用した柵罫を試験的に設置し、南稜高校と連携し導入効果を検証します。

【商工観光関連事業について】

・商工コミュニティセンター改修工事

平成11年に建設され、20年を経過しています。経年劣化により、空調設備や2階の多目的ホールの間仕切りなど不具合が目立ち、改修工事が必要となっております。

そこで、令和2年度において、さらなる施設利用の向上を図るため大規模改修を計画しています。

・移住定住促進関連事業の継続

個人住宅新增築及びリフォーム等助成事業、店舗改装及び新增築補助事業及び定住促進奨励事業を令和2年4月1日より3年間の期間延長をして、さらなる地域経済の振興や移住定住者に対する支援を継続していきます。

【建設関連事業について】

・岡留公園及びおかどめ幸福駅売店周辺の整備

幼少児をつれた家族、女性や若者が寄ってみたいとなる岡留公園とおかどめ幸福駅売店周辺の整備計画を作成し観光の拠点づくりを進めていきます。

・あさぎり町のサイクルツーリズムの推進

球磨川サイクリングロード、県道及び町道によるサイクリング周遊コースを設定し道路整備を行いながら健幸づくりや観光事業を進めていきます。

- ・河川の強靱化

国、熊本県管理の河川において、令和元年度は球磨川、田頭川、免田川、柳橋川の樹木伐採及び浚渫が行われました。町管理の河川では宮原川及び宮川内川の浚渫を行いました。更なる防災減災に向けて令和2年度は球磨川、水無川、免田川、宮川内川、井口川、阿蘇川の樹木伐採と浚渫事業の要望と伊賀川の浚渫を行っています。

【上下水道関連事業について】

- ・上水道整備推進

平成27年度から進めている免田地区の幹線配水管の更新を継続して行い、令和2年度は吉井・八幡町・大正町・本町区の工事を進めます。

また、策定中の水道施設整備実施計画の内容を精査し、須恵地区の安定的な水道供給のための計画を推進します。

- ・下水道事業について

下水道事業については、令和2年度から地方公営企業法全適用として、公営企業会計に移行します。上水道事業とともに※経営戦略を策定し、長期的な経営状況を把握して健全な企業経営に努めます。

※すべての地方公営企業は、令和2年度までに中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定することが求められています。

【教育関連事業について】

- ・児童生徒の学力向上

学習指導要領の改訂に伴い、プログラミング教育が必修化されますが、今後ますますICTを活用した授業が進められていきます。平成29年度から令和元年度に更新、導入した電子黒板及びタブレット端末をさらに有効に活用するため、ICT支援員を配し、児童生徒の学力向上、並びに教諭の負担軽減を図ります。

- ・学校教育環境の整備

令和2年度においては、小学校2校の屋外運動場整備を実施します。雨水の排水機能を高めることで、学習環境の改善が図られ、体育授業の充実並びに屋外で遊ぶ機会を増やし、児童の体力向上に寄与します。また、老朽化した遊具の更新を行い、児童の屋外活動の安全確保に努めてまいります。

- ・社会教育施設の整備

災害時の、避難施設としても利用される社会教育施設の非構造部材の耐震化を進めます。せきれい館においては、駐車場の整備を合わせて行い、利用者の利便性向上を目指します。須恵文化ホールは「特定天井」の改善を含め、空調設備などの更新を行うための設計を行います。また、地域コミュニティの拠点である公民分館の建設事業に関して、区より建設の希望が上がれば、あさぎり町公民分館等施設整備費補助規則に従い支援を行います。現在戸数により3モデルの設計と建設費の見積額を区に提示するための、実施設計委託を発注する予算の審議をお願いしています。

また、社会体育施設長期改修計画を基に、スポーツ環境の向上と効果的な維持管理を図るため、深田高山総合運動公園の改修事業に着手します。

- ・広域的なスポーツイベントの開催

奥球磨3町村で開催されている「奥球磨ロードレース」が全国的な知名度へと成長しているなか、新たな取り組みである広域的なスポーツイベント「奥球磨駅伝大会」の開催に向け、取組みを開始します。球磨川幸福マラソン大会に変わるイベントとして、地域の活性化とあさぎり町の魅力を発信する機会と捉え、町外からの交流人口拡大を図ります。

- ・学校給食費の公会計化への取組み

全国的な教職員の「働き方改革」を受けて「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」が文部科学省より発出され、学校給食費の公会計化の取組みを一層推進するよう通知がなされました。よって、本町においても「学校給食費の公会計化」に向けての取組みを、令和2年度より行い、本町教職員の働き方改革に寄与してまいります。

以上で、令和2年度の主要な施政等につきましてご説明をいたしました。

次に、その他取り組んでいる事業の説明を行います。

### 1. 国・県・国会議員に対しての要望活動について

球磨郡町村会では防災・減災及び道路改良の観点から、熊本県・九州整備局・国土交通省・国会議員に要望活動を行っております。要望書の中にあさぎり町に関する要望が含まれておりませんでしたので、昨年11月の定例町村長会において、国道219号線の歩道整備と、農業用排水及び県・町管理の中小河川の整備と強靱化を要望書に盛り込んでいただきました。

2月に球磨振興局土木部に要望活動を行い、県管理の河川の樹木伐採と浚渫及び井口川の護岸工事については予算獲得をお願いしました。歩道整備については、県道人吉水上線（深田・須恵地区）及び国道219号線（駅前周辺）について今後の計画をお聞きし、早期の完成をお願いして参りました。県道多良木相良線の歩道整備の進捗状況についてもお聞きしました。

2月の県議会終了後に熊本県より令和2年度緊急浚渫推進事業計画（河川）の総事業費決定の連絡があり、令和2年度から令和6年度までの5年間で、町管理の7河川の土砂堆積掘削を行う総事業費に247百万円の計画書を作成しました。地方財政措置は100%で交付税措置が70%です。

球磨振興局農林部には、令和元年8月26日に幸野溝土地改良区・新幸野溝土地改良区・百太郎土地改良区から提出されておりました「豪雨による水路への土砂流入及び排水機構向上対策の早期着工に関する要望書」に基づき、計画の進捗状況と今後の計画をお聞きしました。

一の木谷川の谷止め工事は終了しましたので、一の木川から幸野溝への土砂の流入は緩和されると思います。一の木川谷止め工事以外は令和2年度以降の取り組みになります。工事完成までの措置としましては越水もしくは住宅浸水の場所に、水のう型簡易膨張ダムを水防団をお願いして設置します。

### 2. 農業委員会および農業団体からの町長への要望について

農業に関しては、農業委員会など農業団体から町長に対して要望書をいただいております。今後も農業委員会をはじめ農業団体との意見交換を行い、意見を取りまとめ、改善策を検討して行きます。

要望の内容としては、圃場や水路、農道の基盤整備や効率的営農に対する補助の継続、スマート農業への取り組みによる省力化や労働力の確保、法人化への取り組みや小作料の統一化に至るまで、様々な意見が出ています。

これらに対する協議の場として、農業及び地域経済に専門的な知識を有する団体及び有識者に参加していただくシンクタンクで改善策を検討します。

農業が抱える課題を乗り越えて、次世代の農業を確立させるためには、農業改革に取り組む意欲と能力のある人材が必要です。農業改革グループを立ち上げ、要望の実現に向けた活動を推進します。

### 3. 新型コロナウイルス感染防止の対策について

熊本市内に感染者が発生しました翌日22日の朝7時に対策本部を設置し、9時に対策会議を開催し、防災ラジオで手洗いとうがいの励行とマスクの着用をお願いし、不要な外出を控えていただくことと、室内で行われる行事の自粛をお願いしました。

27日の対策会議であさぎり町の全ての施設の閉鎖を決定しました。28日に県から発令されました小中学校の2日から15日までの臨時休校措置に対しての町の対応を検討するために、教育課及び町内小中学校校長との協議を開催し、7箇所の学童保育の中で3カ所の学童保育が受け入れを承諾していただいたことを報告しました。ただし登録している児童に制限されていますので、居場所のない児童を8時30分から16時まで受け入れていただくよう、町から5小学校に要請をいたしました。

経済対策としましては、新型コロナウイルス感染症の影響で売り上げが落ち込んだ町内商工業者の支援策として、県の制度資金「金融円滑化特別資金」に新たな融資枠を設けることになりました。保証料は県が全額補助することになっていますが、町の支援につきましては商工会と協議して決定します。

国も新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業所に対してセーフネット保証4号・5号の支援策を発表しました。保証4号で影響が生じている地域を指定し、保証5号で影響が生じている業種を指定します。あさぎり町内でも地域や業種が指定されると、町内の事業者から町に対して認定申請が出されることになります。迅速な対応ができるように準備をいたします。

さらに、必要に応じて町及び商工会・JAと金融機関が集合して、最も新しい情報を共有し、迅速な対応ができるように体制を整えます。

以上で、施政方針を終わります。

◎議長（徳永 正道君） ここで10分間休憩をいたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時16分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。ここで町長より1カ所訂正の申し出がありますのでこれを許可します。町長。

●町長（尾鷹 一範君） すいません。先ほどの施政方針の中で、一つだけ字句の訂正をお願いいたします。11ページです。11ページ4行目、災害時避難施設としての機能などを考慮し、次年度となっておりますが、すいません、令和2年度と訂正をお願いいたします。よろしいですか。11ページ、上から4行目、災害時避難施設としての機能などを考慮して、次年度になっているところを令和2年度に訂正をお願いいたします。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） すいません。もう一つです。デマンド交通事業のところ、またというのが4行目にありますが、ここも次年度を令和2年度に変更してください。すいませんよろしくお願いします。

#### 日程第7 議案第53号

◎議長（徳永 正道君） 日程第7、議案第53号、人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第53号、人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について提案いたします。提案理由を申し上げます。人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結については、議会の議決に付すべき事件を定める条例第2条第3号の規定により議会の議決が必要であるために提出するものです。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 企画財政課長。

●企画財政課長（片山 守君） はい、おはようございます。それでは、議案第53号、第2次人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についてにつきまして御説明申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第53号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第53号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第8 議案第54号

◎議長（徳永 正道君） 日程第8、議案第54号、あさぎり町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第54号あさぎり町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。一般職の任期付職員として、地域防災マネージャーを採用する

ため、本条例を制定する必要がある。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） それでは引き続き、議案第54号につきまして御説明申し上げます。2ページをお願いいたします。今回の条例案につきまして御説明申し上げます。まず、趣旨を定めます第1条につきましては、この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律、並びに地方公務員法に基づき定めるものであり、任期付職員の採用及び給与の特例について定めるものでございます。次に第2条では、職員の任期を定めた採用について定めるものでございます。この任期付職員とは高度の専門的な知識経験または優れた識見を有する者をそのものが有する当該高度の専門的な知識経験またはすぐれた識見を一定の期間活用して遂行することが、特に必要とされる業務に従事させる場合に採用するものでございます。職員にあっては、選考により任期を定め採用することができるものと定めるものでございます。第3条では、任期の更新について定めております。任期付職員の任期につきましては、採用した日から5年を超えない範囲内とするものでございます。3ページをお願いいたします。次に第4条では、給与に関する特例を定めます。一般職職員である任期付職員であります。一般職給料表とは異なる特例を定めております。まず今回採用された職員につきましては、次の給料表を適用するというので、一般職給料表とは異なる給料表を適用させるものでございます。中ほどの4条の表のとおり定めるものでございます。次に第2項では、特に顕著な業績を上げた認められるものにつきましては、特定任期付職員業績手当を支給することができるものと定めるものでございます。次に第5条では、一般職給与条例の適用除外等を定めます。4条でも触れましたとおり、一般職給料表を適用させる職員ではございますが、一部適用除外を定めるもので、その適用除外する条項につきましては読みかえ規定を定めるものでございます。まずあさぎり町一般職の職員の給与に関する条例の第3条、これは給料表の適用になります。第4条昇格昇給の条文でございます。第9条給料の調整額、第10条管理職手当、第11条及び第12条は扶養手当に関する規定でございます。また、第29条は勤勉手当に関する規定でございます。以上の規定につきましては、特定任期付職員には適用しないと定めるものでございます。第2項では適用させるがための読みかえ規定を定めるものでございまして、3行目の一般職給与条例第2条これは給料の定義を定める条文でございますが、給料の定義に特定任期付職員業績手当を含むことを読みかえるものでございます。1番下の行、一般職給与条例第24条第1項、次のページをお願いいたします。に定めるものは、管理職員特別勤務手当の規定でございます。この手当の支給対象に、特定任期付職員を含めることを読みかえる規定でございます。6行目の同条第2項中につきましても同様に管理職員特別勤務手当の対象とする読みかえ規定でございます。次の行、一般職給与条例第25条第1項につきましては、これは時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の適用除外を定めるものでございます。その適用除外とする職員に、特定任期付職員を含める読みかえ規定でございます。次の行、一般職給与条例第26条につきましては、期末手当に関する規定でございます。一般職給料表では、期末手当は100分の130と定めるものでございますが、特定任期付職員につきましては、100分の172.5と読みかえることとなっております。また、同条第5項につきましては、期末手当に関する役職加算の対象となる職員を定めるものでございますが、この役職加算の対象に特定任期付職員を含める読みかえ規定となるものでございます。第6条では規則への委任を定めるものでございます。この条例は令和2年4月1日から施行することとしております。以上説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。溝口議員。

○議員（14番 溝口 峰男君） はい、この条例の第2条に優れた識見を有する、先般ですね球磨村の首長さんとお会いした時に、あさぎりもこのような人材を登用する計画があるんですよという話をした時に御助言がありました。自衛隊のなんて言いますかね、職種がそれぞれありますよ。ですからその部署、要はやっぱり防災関係、危機管理ですかね。そういう経験をされた人材でないと雇用してもなかなかうまくいきませんというような御助言がありました。その辺は十分お考えで採用されると思うんですけども、やはり自衛官を退官したということだけではいけないんだなということを御助言をいただいたんじゃないかなというふうに思いますけれども、そのあたりについてのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい、今回この条例を定めるに当たって第2条に高度の専門的な知識、または優れた識見という条件をつけております。議員おっしゃいましたとおり、今回の条例の制定目的は、防災力の強化を図る上で必要な地域防災マネージャーの採用を考えたものでございます。で、この地域防災マネージャー制度につきましては、国、または省ですね、につきまして連携をして進めておる事業でございます。地域防災マネージャーにつきましては条件がございます。内閣府が認める研修等を受講したもの。これは防災スペシャリスト養成研修でございます。また、防衛省の防災危機管理教育を受講したもの、または防災行政に係る条件を満たすものということで、本省課長補佐級以上の職員を経験、または国、地方公共団体において、防災行政の実務経験があるものという条件を満たす者が地域防災マネージャーとなるものでございます。よってその資格を有する退職自衛官につきまして今後進めてまいります。地方本部の援護課においてこの業務は行っておられます。そことしっかりとあさぎり町の防災の向上にみあったといえますか、その実現に向けた方を今後採用に向けて進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（徳永 正道君） いいですか。ほかに。久保議員。

○議員（久保 尚人君） 4番、6番久保です。4条の2項にあります任命者は特定任期付職員のうち特に顕著な業績を上げたと認められるものには規則で定めるところによりその給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができるとありますけれども、この特に顕著な業績というのは何を指すのかということと、あとですね規則の定めるところに、この規則についても。

○議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい、条例の中でこの手当につきましては規則に定めるとしてあります。で、今回この条例が可決いただきました場合には公布にあわせて規則も公布する予定であります。まず特定任期付職員業績手当というものは、この条文にありますとおり特に顕著な業績を上げたと認められる場合に限定してあります。規則の中では、顕著な業績をどのように判断するかという規定を設けますが、まず今回目的といたします地域防災マネージャーに求める業務がございます。それを定めまして、それにみあったといえますか、期待された業績を上げたということが一つの基準となるものでございます。ですから、今回発災時、災害時の対応も当然とっていただきますが、常時日ごろの地域防災の防災力の向上のために、いろんな角度からマネージャーとして業務を行っていただきます。その求める業務、業種、業務につきまして、期待に添えているかどうかというものを判断し、その場合にあっては業績手当を支給することができると定めるものでございます。以上です。

○議長（徳永 正道君） 久保議員。

○議員（久保 尚人君） 2条の中では、その専門的な知識、経験そして優れた見識を生かすということがまず第1に採用になってますでしょう。ということは今おっしゃった仕事っていうのは普通の仕事であって、特別それからいくと顕著な業績を上げたものとみなせるとちょっと思えないんですけど。

○議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい、本来そういう高い高度の専門的な知識経験等々を持つ方を採用する。これはもう法または条例の趣旨によって進めるものでございますが、その観点から、この特定任期付職員につきましては、一般職に支給される勤勉手当はございません。勤勉手当につきましては、一般職についてもその能力等について支給するものでございます。で、特定任期付職員につきましては、本来求められる職種ということから勤勉手当の対象としておりませんが、その求められる業績が非常にといいますか、その能力が発せられ達成できた場合には、勤勉手当と同様な業績手当を払うことができると定めたものでございます。

◎議長（徳永 正道君） いいですか。ほかに。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第54号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第54号は原案のとおり可決されました。

◎議長（徳永 正道君） これで休憩をいたします。午後は1時30分からでございます。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時30分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

#### 日程第9 議案第55号

◎議長（徳永 正道君） 日程第9、議案第55号、あさぎり町監査委員に関する条例及びあさぎり町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第55号、あさぎり町監査委員に関する条例及びあさぎり町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。地方自治法等の一部を改正する法律の施行に当たり、施行に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） では、議案第55号につきまして説明申し上げます。今回の改正につきましては、地方自治法の一部改正により、二つの条例において引用する条号にずれが生じたことから、所要の改正を行うものでございます。2ページの第1条、あさぎり町監査委員に関する条例の一部改正につきまして総務課から新旧対照表により説明いたします。3ページをお願いいたします。本条例の改正は、第10条の職員の賠償責任の有無等の決定において、その事実があるかどうかの監査を求めることを規定する地方自治法の条号ずれを整備するものでございます。以上で総務課からの説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 上下水道課長。

●上下水道課長（林 敬一君） それでは4ページをお願いいたします。あさぎり町水道事業の設置等に関する条例の一部改正につきまして、新旧対照表により御説明いたします。第6条の議会の同意を要する賠償責

任の免除につきまして、普通地方公共団体の長は職員の賠償責任について職員からなされた損害が、避けることのできない事故その他やむを得ない事情によるものであることの証明を相当と認めるときは、議会の同意を得て賠償責任の全部または一部を免除することができるということを規定する地方自治法の条項ずれがございましてこれを整備するものでございます。この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第55号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。  
（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第10 議案第56号

◎議長（徳永 正道君） 日程第10、議案第56号、あさぎり町会計年度任用職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第56号、あさぎり町会計年度任用職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。地方公務員法及び地方自治法の一部訂正並びに診療報酬の改定に伴い、関係条例の規定の整備等を行う必要がある。よって地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上可決いただきますようよろしくお願ひいたします。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） それでは、議案第56号につきまして御説明申し上げます。まず本改正におきましては、三つの条例の改正を一括して行うものでございます。まず総務課から、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う条例改正につきまして、新旧対照表により御説明申し上げます。6ページをお願いいたします。まず、あさぎり町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正でございます。今回の改正では、令和2年4月1日から制度を導入するパートタイム会計年度任用職員の宿日直勤務に係る報酬について定めるものでございます。次に12ページをお願いいたします。次に、あさぎり町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。この改正につきましても、会計年度任用職員に関する改正でございます。会計年度任用職員のサービスの宣誓につきましては、制度導入前の任用形態や任用手続がさまざまであることから、それぞれの職員にふさわしい方法で行うことができるように改正するものでございます。次の条例改正の説明を行う前にここでお詫び申し上げます。本改正のように、複数の条例を一括して改正する場合は条立てにより条例を区分して改正いたします。議案には当該条立てでの順に新旧対照表を添付すべきところですが、本議案では、改正条例、第2条と第3条の順を逆に添付しておりました。大変申しわけございませんでした。では、7ページに戻りまして、あさぎり町の職員で、非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。9ページをお願いいたします。この条例改正では、改正地方公務員法により、特別職の非常勤職員の任用要件が厳格化されたことにより、要件に該当しない職を削除するものでございます。報酬の額を定める別表第1において、第14項区長、第16項公民館の分館長、第17項交通指導員、次のページをお願いいたします。第23項救護施設医、第25項

廃棄物減量等推進員、第26項町営住宅管理人、第27項特定公共賃貸住宅管理人、以上の職を削るものでございます。そして次表の費用弁償を定める別表第2においては救護施設医を削るものでございます。以上で総務課からの説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。すいません健康推進課長。失礼しました。

●健康推進課長（松本 良一君） 9ページをお願いします。健康推進課所管分と教育課所管分を合わせまして御説明いたします。9ページの左のほうが改正前、それから右のほうが改正案になります。この中の19番の健康管理、それから20番の学校医それと次のページ22番の町医につきまして、右の改正案の16番、17番、19番になりますけれども、球磨郡の医師会から通知がありましたので、ここに記載の金額に改正するものでございます。それから10ページでございます。10ページの下のほうにございますけれども、別表第2につきまして、費用弁償でございまして、これにつきまして、右の改正案の金額に改正するものでございます。附則としましてこの条例につきましては平成2年4月1日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 以上ですかね。提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第56号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第56号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第11 議案第57号

◎議長（徳永 正道君） 日程第11、議案第57号、あさぎり町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第57号、あさぎり町手数料条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。火薬類取締事務の権限移譲に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） では議案第57号につきまして御説明申し上げます。2ページの一部改正改め文で説明を申し上げます。今回の改正につきましては、令和2年4月1日から火薬類取締法に基づく火薬類の譲り渡し及び譲り受けの許可に関する事務処理が熊本県知事の権限に属する事務処理の特例として権限移譲されることから、当該許可の申請に対する審査手数料として、別表に7火薬類取締法関係手数料を加えるものでございます。手数料につきましては、火薬類の譲り渡しと火薬類の譲り受けに区分して定めるものでございます。手数料の種類、単位、金額につきましてはこの表のとおりと改めるものでございます。この条例は、権限移譲による事務処理開始日の令和2年4月1日から施行することとするものでございます。以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第57号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって議案第57号は原案のとおり可決されました。

## 日程第12 議案第58号

日程第12、議案第58号あさぎり町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長(尾鷹 一範君) 議案第58号、あさぎり町手数料条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。よって地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長(徳永 正道君) 町民課長。

●町民課長(宮原 恵美子さん) はい、では議案第58条につきまして御説明申し上げます。本条例改正につきましては、旧優生保護法に基づく優生手術を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律が公布され、その第25条におきまして旧優生保護法に基づく優生手術を受けた者またはその遺族もしくは相続人の戸籍に関し、手数料無料で証明を行うことができる。とされたことによるものでございます。3ページの新旧対照表により御説明を申し上げます。あさぎり町手数料条例第6条に、手数料の減免を定めてございます。第6条第1項中第6号を第7号とし、第5号の次に戸籍に関し条例で定めるところにより、無料で証明を行うことができる旨を規定する法律の規定に基づき、証明を行うもの。の1号を加えるものでございます。2ページになります。附則としまして、この条例は公布の日から施行するものとするものでございます。以上で説明を終わります。

◎議長(徳永 正道君) 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第58号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって議案第58号は原案のとおり可決されました。

## 日程第13 議案第59号

◎議長(徳永 正道君) 日程第13、議案第59号、あさぎり町固定資産評価審査委員会条例及びあさぎり町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長(尾鷹 一範君) 議案第59号、あさぎり町固定資産評価審査委員会条例及びあさぎり町手数料条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。情報通信技術の活用によ

る行政手続等にかかわる関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） では、議案第59号につきまして御説明申し上げます。2ページをお願いいたします。今回の改正は、情報通信技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化効率化を図るための関係法律の一部改正に伴い、関係する二つの条例において所要の改正を行うものでございます。まず改正条例第1条のあさぎり町固定資産評価審査委員会条例の一部改正につきまして、総務課から新旧対照表により説明を申し上げます。4ページをお願いいたします。本条例の改正は、引用する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の題名解消及び条号ずれに伴いまして、該当する第6条、第10条を改正するものでございます。以上で総務課からの説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 町民課長。

●町民課長（宮原 恵美子さん） はい、続きまして町民課からあさぎり町手数料条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。今回の改正は、行政のデジタル化を推進するため、デジタル手続法第4条により番号利用法が改正され、通知カードが廃止されることに伴いますものでございます。手数料条例第2条に手数料の種類、額等が定めてございます。新旧対照表により御説明申し上げます。6ページになります。手数料条例第2条の別表になります。別表4、証明等手数料、（2）個人番号です。通知カードの廃止に伴いまして、通知カードの再交付に関する文言を削るものでございます。3ページになります。なお、施行日時点で交付されております通知カードにつきましては、廃止後におきましても個人番号の番号確認書類として、また、個人番号カード交付のときには、返納が必要になりますことから、これまで同様に大切に保管していただくことには変わりはありませんので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。附則としまして、この条例は、公布の日から施行するとするものでございます。以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第59号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第59号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第14 議案第60号

◎議長（徳永 正道君） 日程第14、議案第60号、あさぎり町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第60号、あさぎり町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますよう

よろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 税務課長。

●税務課長（那須 正吾君） はい。議案第60号について御説明申し上げます。3ページからの新旧対照表で御説明申し上げます。新旧対照表左側が現行で右側が改正後でございます。第2条第2項中の61万円から63万円への改正は、国民健康保険税を算出する際の医療給付費分の課税限度額を2万円引き上げられるものでございます。その下の第4項中の16万円から17万円の改正は、介護納付金の課税限度額を1万円引き上げられるものでございます。次に次ページをお願いいたします。最上段の第7条の3を第7条の2への改正は、条誤りの改正でございます。中ほどの第23条の改正につきましては先ほどの課税限度額の改正に伴うところの改正でございます。その下の第2号の28万円から28万5,000円への改正は、軽減基準額の改正で、5割軽減の1人当たりの加算額を5,000円増額させるものでございます。次に次ページをお願いいたします。下から6行目の51万円から52万円への改正は、軽減基準額の2割軽減の1人当たりの加算額を1万円増額されるものでございます。次に2ページをお願いいたします。施行期日につきましては、令和2年4月1日から施行するものでございますが、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第60号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第60号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第15 議案第61号

◎議長（徳永 正道君） 日程第15、議案第61号、あさぎり町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第61号あさぎり町課設置条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。町長の事務を簡素かつ効率的に分掌をするため、本条例の一部を改正する必要がある。よって地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 高齢福祉課長。

●高齢福祉課課長（出田 茂君） 議案第61号について御説明をいたします。3ページの新旧対照表をご覧ください。はい。第2条第6号ウ福祉総合相談に関するものを削ります。このことにつきましては、平成31年4月に追加したものではありませんが、この1年間運用いたしましてさまざまな問題が判明してまいりました。福祉に関する総合相談の所管課を一本化したことで、福祉に関するそれぞれの所管課の事務の取り扱いについて事務処理が煩雑になったものでございます。素早い対応を目指し、福祉総合相談窓口を設置したものでございますが、かえって事務処理に時間がかかる事例などが見受けられました。また国の意向により、令和2年度末までに生活福祉課所管の子供家庭総合支援拠点及び健康推進課所管の子育て世代包括支援センターを設置しなければなりません。ほかにも福祉総合相談窓口を配置しても、既に総合相談窓口がある

ことから、住民の皆様には御迷惑をかけるものでないと判断しております。今回このようなさまざまな要因を考慮いたしまして、福祉総合相談に関するものを、未来志向で削るものでございます。附則といたしまして、本条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第61号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。  
（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第61号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第16 議案第62号

◎議長（徳永 正道君） 日程第16、議案第62号、あさぎり町保健センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第62号、あさぎり町保健センターの条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。深田保健センターを廃止するため、本条例の一部を改正する必要があります。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 健康推進課長。

●健康推進課長（松本 良一君） それでは2ページのほうをご覧いただきたいと思います。議案第62号につきまして御説明いたします。あさぎり町保健センター条例の一部を次のように改正する。第2条の表中あさぎり町深田保健センター及びあさぎり町深田西967番地1を削る。理由といたしまして、深田保健センターにつきましては、今後も利用予定がなく、令和2年度において、取り壊しを計画しているため削除するものでございます。附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第62号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。  
（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第62号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第17 議案第63号

◎議長（徳永 正道君） 日程第17、議案第63号、あさぎり町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第63号あさぎり町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について提案

いたします。提案理由を申し上げます。民法の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 建設課長。

●建設課長（大藪 哲夫君） はい。それでは、議案第63号につきまして御説明いたします。3ページの新旧対照表により説明させていただきます。なお改正に伴います条例ずれ等についての説明については省かさせていただきますと思います。第5条でございますが、公募によらないで入居ができるものに防災街区整備事業により住宅等を失うもの、そして既存入居者等の世帯構成員及び心身の状況から見てを募集しようとする公営住宅に入居することが適当であると認められるものに加えるものでございます。あわせまして、また既存入居もしくは同居者であったものを、既存入居者または同居者に改正するものでございます。4ページをお願いいたします。6条中の文中の中で、第7条を次条に改めるものでございます。5ページをお願いいたします。7条の文中の6条とあるものを前条に改めるものでございます。次に第10条の第5項では優先して入居させることができるものに寡婦を追加するものでございます。6ページをお願いいたします。第20条は民法の一部改正により、敷金を賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行に充てることが明記されました。滞納家賃以外の原状回復費用等への充当ができるように改めるものでございます。第43条、民法の規定を受けて、不正行為によって入居したものに対する請求額の算定に利用する利率を年5分の割合から法定利率に改めるものでございます。2ページをお願いいたします。附則としてこの条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。以上説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第63号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。  
（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

## 日程第18 議案第64号

◎議長（徳永 正道君） 日程第18、議案第64号、あさぎり町道の構造の技術的基準に関する条例及びあさぎり町道にかかる移動等円滑化のために必要な道路構造基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第64号、あさぎり町道の構造の技術的基準に関する条例及びあさぎり町道にかかわる移動等円滑化のために必要な道路構造基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。道路構造令において、基準を規定する設備として、自転車通行帯が追加されたため、本条例の一部を改正する必要がある。よって地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 建設課長。

●建設課長（大藪 哲夫君） はい。それでは、議案第64号につきまして御説明いたします。新旧対照表に

より説明させていただきます。なお改正に伴います条ずれにつきましては説明を省かさせていただきます。7ページをお願いいたします。第9条の次に次の1条を加えます。また10条を加えたことにより10条以降の条ずれを改正するものでございます。第10条には自転車通行空間を確保し、自転車を安全かつ円滑に通行させる帯上の車道の部分として自転車通行帯を新たに追加するものでございます。8ページをお願いいたします。改正後における11条でございますが、自転車道を設ける場合において、道路の設計速度が時速60キロメートル以上であることを加えるものでございます。15ページをお願いいたします。こちらにつきましては、こちらの条例につきましては、条ずれに伴う改正となっております。5ページをお願いいたします。はい。附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。以上説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第64号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。  
（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第64号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第19 議案第65号

◎議長（徳永 正道君） 日程第19、議案第65号、人吉球磨広域行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第65号、人吉球磨広域行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について提案いたします。提案理由を申し上げます。一部事務組合の共同処理する事務を変更し規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を経る必要があるため提出するものです。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） では、議案第65号について御説明申し上げます。まず、今回の事務の変更する理由につきまして御説明申し上げます。4ページをお願いいたします。当組合特別養護老人ホーム福寿荘の運営を移譲すること並びに胸部検診車を移管することに伴いまして、令和2年3月31日をもって当組合において共同処理する事務から、特別養護老人ホームの設置、管理及び経営に関する事務、介護老人福祉事業及び短期入所生活介護事業に関する事務並びに検診車の設置、管理及び経営に関する事務について、構成市町村の協議により廃止するものでございます。このことにより規約の改正を同文議決で行うものでございます。2ページの新旧対照表により説明いたします。規約の改正に当たっては、第3条第3号から第5号まで三つの事務について廃止に伴い削除をするものでございます。1ページをお願いいたします。この規約は令和2年4月1日から施行するものとなります。以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第65号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

## 日程第20 報告第66号

◎議長(徳永 正道君) 日程第20、報告第66号、町道の路線廃止についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長(尾鷹 一範君) 提案理由を申し上げます。町道の路線廃止については、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長(徳永 正道君) 建設課長。

●建設課長(大藪 哲夫君) はい。それでは、議案第66号につきまして御説明いたします。2ページをお願いいたします。路線名は井口川87号線です。起点は岡原北新別府1地先、終点は岡原北新別府23地先の延長381.7メートルでございます。熊本県が管理する井口川の管理道路を占用し町道として管理しておりましたが、終点において占用と認定に相違があるため、終点変更に伴い一度この町道を廃止するものがございます。以上で説明を終わります。

◎議長(徳永 正道君) 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第66号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって議案第66号は原案の通り採決されました。

## 日程第21 議案第67号

◎議長(徳永 正道君) 日程第21、議案第67号、町道の路線認定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長(尾鷹 一範君) 議案第67号、町道の路線認定について提案いたします。提案理由を申し上げます。町道の路線認定については、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長(徳永 正道君) 建設課長。

●建設課長(大藪 哲夫君) はい。では、議案第67号につきまして御説明いたします。2ページをお願いいたします。路線名は井口川87号線です。起点は岡原北新別府1地先、終点は岡原北新別府40の1地先の延長536.2メートルでございます。議案第66号でも御説明いたしましたとおり、熊本県から占用している区間を新たに町道として認定をお願いするものがございます。どうぞよろしくお願いいたします。以上で説明を終わります。

◎議長(徳永 正道君) 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第67号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって議案第67号は原案のとおり可決されました。以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

●議会事務局長(大林 弘幸君) 起立願います。礼。

**午後2時20分 散会**